

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、約40年間、数カ所の造船所において、鉄工職、防熱工として、石綿防熱材等を使用した石綿ばく露作業に従事しており、「右胸痛、労作時呼吸困難」等を訴え、〇病院を受診し「肺腺がん」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病が業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

9年間ほど務めた造船所では、かなりの石綿が舞う中で、当時はマスク等も付けずに作業をしており、かなりの石綿を吸い込んでいたと思う。当時の健診では、じん肺は陽性であるが治療の必要まではないと言われたと思う。

また、以前肺がんで右肺の2/3を切除した。石綿にばく露した医学的証拠がないから不支給決定となったと言われたが、切除した右肺に医学的証拠があったのではないかと考えている。医師からも、石綿の影響は否定できないと言われており、業務上の事由による疾病と思われる。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

請求人は、石綿ばく露作業に従事し、原発性肺がんを発病していたことは認められるが、石綿肺所見、胸膜プラーク、石綿小体及び石綿繊維等の石綿にばく露したことを示す医学的所見が確認できず、じん肺所見も認められないことから、業務上の事由による疾病とは認められず、不支給処分とした。

### 4 審査官の判断

- (1) 請求人は、石綿を取り扱う作業に従事していたことが確認され、「石綿ばく露労働者」であったことが認められる。また、主治医及び地方労災医員の意見等から「原発性肺がん」を発症していたことが認められる。
- (2) じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺の所見は、主治医及び地方労災医員の意見から認められない。
- (3) 胸膜プラークについては、主治医及び地方労災医員の意見から、認められない。
- (4) 石綿小体又は石綿繊維について、地方労災医員は「検体がきわめて微量であること等から、新たに石綿小体や石綿繊維の検索を行うことは困難」と述べており、現時点では、石綿小体又は石綿繊維が請求人の肺内に存在していることを認めるに足りる証拠はないと判断する。
- (5) 請求人からの「じん肺は陽性であるが治療の必要まではないと言われた、切除した右肺に医学的証拠があったのではないか」との主張については、当時の医学的資料が全く保存されておらず、現時点で得られている情報からは肺がんが石綿ばく露に起因するとは証明できないことから、採用することはできない。
- (6) なお、地方労災医員の意見から、請求人に発病した「肺がん」は、じん肺の法令の合併症

とも認められないものと判断する。

- (7) 以上から、請求人に発症した「原発性肺がん」は認定基準に該当せず、業務上の事由による疾病とは認められないものである。

したがって、監督署長が請求人に対して行った休業補償給付及び療養補償給付を支給しないとした旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。